

保存樹等 指定の流れ



所有者

新潟市

(1) 事前相談

(2) ◦ 事前相談の受付

◦ 現地確認

〔・樹高・幹周りの計測

・樹容や周辺環境の確認など〕

申請書交付

(3) 申請書

(4) 新潟市緑化審議会
において審議

提出

枯死や損傷
の防止など
保存に努める

(5) 指定通知書

通知

(6) ◦ 標識設置
◦ 樹木マップ掲載